

松戸市教育委員会会議録

令和元年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和元年5月定例会

開 会	令和元年5月16日(木) 午後2時より	閉 会	令和元年5月16日(木) 15時29分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和元年5月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21	生涯学習推進課 課長	橋本 貢一
2	生涯学習部 審議監	津川 正治	22	〃 課長補佐	中山 和子
3	学校教育部 部長	小澤 英明	23	スポーツ課 課長	加藤 広之
4	学校教育部 審議監	岡村 隆秀	24	〃 課長補佐	坂本 健司
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	〃 主査	富永 陽子
6	〃 参事	平松 澄明	26	博物館 次長	堤 和子
7	〃 専門監	村上 陽子	27	〃 館長補佐	染野 寿郎
8	〃 課長補佐	大西 真	28	指導課 課長	吉野 桂子
9	〃 主査	永淵 智幸	29	〃 課長補佐	藤中 孝一
10	〃 主任主事	島村 仁美	30	〃 課長補佐	浦上 和茂
11	〃 主事	宮本 愛菜	31	教育研究所 所長	野崎 隆
12	教育施設課 課長	鈴木 啓文	32	〃 所長補佐	石井 裕子
13	〃 課長補佐	新堀 大生	33		
14	〃 主幹	内藤 秀明	34		
15	〃 主任主事	水谷 吉見	35		
16	〃 主任主事	仲澤 海哉	36		
17	社会教育課 課長	井之浦 太郎	37		
18	〃 課長補佐	藤谷 美伸	38		
19	〃 主幹	齊藤 真一	39		
20	〃 主任主事	池田 沙央里	40		

令和元年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和元年5月16日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和元年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第4号
松戸市立博物館協議会委員の任命について (博物館)
- ② 議案第5号
松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習推進課)
- ③ 議案第6号
松戸市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- ④ 議案第7号
松戸市教育支援委員会委員の委嘱について (教育研究所)
- ⑤ 議案第8号
松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)
- ⑥ 議案第9号
契約の変更について
(松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業) (教育施設課)
- ⑦ 議案第10号
令和2年度に使用する松戸市教科用図書の
採択に関する方針について (指導課)
- ⑧ 報告第1号
教育長による臨時代理処分について (指導課)

(2) 報告等

- ① 松戸市学校長寿命化・再整備計画の策定について (教育施設課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 では、ただいまから令和元年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件、報告1件、報告等1件となっております。このうち、報告第1号は個人情報にかかわる案件となります。したがいまして、報告第1号の審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第1号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、報告第1号の審議は秘密会といたします。

◎日程の変更

教育長 次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、報告第1号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては報告第1号の前に行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、報告第1号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第4号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第4号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

博物館次長 博物館次長、堤でございます。

それでは、1ページ、議案第4号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

本案は、1号委員の学校教育関係者2名の退任に伴い、松戸市立博物館条例第8条第2項の規定に基づき、委員の欠員により任命するものでございます。

2ページをごらんください。

10名の博物館協議会委員のうち、学校教育関係者として任命しておりました松戸市立寒風台小学校校長水嶋淳一氏が、本年3月末をもちまして定年退職、また、松戸市立六実小学校教諭佐藤祐介氏が、本年4月の人事異動により退任されたことから、新たに松戸市立八ヶ崎小学校校長大島賢一氏と、松戸市立馬橋北小学校教諭大西一樹氏の2名を、新任の博物館協議会委員として任命するものでございます。

任期につきましては、松戸市立博物館条例第8条第3項の規定に基づき、欠員が生じた場合の補欠委員の任期として、前任者の残任期間となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第4号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

人事異動に伴うものですが、この機会に何か確認事項ありますか。

市場委員。

市場委員 市場ですけれども、6号議案のほうを見ると、6号議案のほうは校長会からの推薦を受けてこの方を推薦すると書いてあって、こちらは恐らく事務局のほうでこういう方を推薦されるということだと思いますけれども、何か、こういう方が選ばれてきた背景というか理由というか、そういうものをちょっと、もう少し。

教育長職務代理者 博物館次長。

博物館次長 博物館協議会につきましても、校長会のほうに推薦のご依頼を差し上げております。2名とも校長会の推薦により決定、委任しております。

市場委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 これは退任された方と同じ学校なんですよ。たまたま。

博物館次長 学校は違います。

教育長職務代理者 ごめんなさい、そうか、2ページを読み間違えました。これは新しい方ですよ。失礼しました。

山形委員。

山形委員 山形です。市場委員の質問に似ているかもしれませんが、いずれも小学校の校長先生が担当されているというのも、それも校長会で担当小学校が順繰り行くとか、そういう形はなく、校長会の中でこの先生という形になっているのか、それとも学校の関係でなっているのか、その辺を教えてください。

博物館次長 校長会から推薦された理由としましては、大島賢一校長につきましては、千葉県教育研究会松戸支会会長として監督、運営する立場につかれているということでご推薦いただきました。また、大西一樹教諭については、千葉県教育研究会松戸支会社会科部会の事務局長という立場でご推薦いただいております。

以上でございます。

山形委員 わかりました。では、学校ごとというのではなくて、その先生自身のお立場とかを検討して、校長会のほうから推薦という理解ですね。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかよろしいですか。

この機会ですので、協議会の開催状況等について、この1年間の予定等をお知らせいただければ。

博物館次長。

博物館次長 松戸市立博物館協議会は、年3回協議会を開催いたしております、毎年博物館の運営についてご議論いただいているところでございます。ただいまは、今後計画を予定しておりますことも歴史博物館構想というものにつきましてご議論いただいて、3月末をもって答申をいただいているところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そういった長期的な構想について議論をしていただいている、年3回ということですね。

そのほかよろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっとした関心があってお聞きするんですが、今回の協議会委員は学校教育関係者以下学識経験者までの4つの分野の中から選ばれるんですけども、その人数の割合というのは、何かもう決まっておられるんですか。それとも、そのときの状況で変わることもあるのでしょうか。

博物館次長 こちらにつきましては博物館条例に決まっているものでございまして、4号の学識経験者につきましては、各考古学、建築史学、近世史、民俗学等の各分野の先生が必ず配置されるようにということで、配慮しているところでございます。

伊藤委員 私の質問の趣旨は、例えば学校教育関係者は現在2名ですよね。それから、社会教育関係者が3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者が1名、学識経験者が4名となっているんですけども、これは固定されているんですか、それともそのときの状況で人選の都合で、場合によっては増減があるというふうに考えていいのかということです。

博物館次長 4つの分野については固定されておりますが、人数の配置は決まっておりません。

伊藤委員 じゃ、現在はたまたまこういう形になっていると。

博物館次長 はい。

伊藤委員 それではそのときの状況で、後任者を選ぶときに変わるということはあるわけですね。

博物館次長 はい、ございます。学識経験者が最初は多く、近年は学校関係者、子供関係者が増加している状況がございます。

伊藤委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

これは人事異動に伴うものでございますので、人選を含め、その趣旨についてはここで審議をさせていただきたいと思えます。

それでは、これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第5号

教育長職務代理者 次に、議案第5号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明を、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課長の橋本でございます、よろしくお願ひいたします。

資料3ページのほうをごらんください。

議案第5号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づきまして、別紙の方を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、2号委員であります社会教育関係者として委嘱していた杉本委員様が欠員ということになりまして、後任者を委嘱するためでございます。

具体的な欠員となった理由を申し上げますと、委員として委嘱しておりました松戸市スカウト連絡協議会の会長でありました杉本委員様が交代したためでございます。そのため、新たに就任される会長様に、前任者の残任期間、令和元年5月16日から令和2年6月2日までを委員として委嘱するものでございます。

以上、議案第5号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。さて、いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 先ほどの伊藤委員の質問と、質問の趣旨が似るんですけども、前任の杉本さんが松戸市スカウト連絡協議会の会長を交代したことに伴って、後任の古山さんをお願いするということになっているということですけども、そうすると、委員の方の役職で、松戸市美術会の会長の方とスカウト連絡協議会の会長の方が2号委員として毎回入っている、そういうことに、事実上なっているというようなことなんでしょうか。

生涯学習推進課長 今回は会長様が交代ということで、結果的にそのような形になりましたが、必ずしもこの団体の方から毎回委員さんということ、そのような形をとってごさいません。過去には別な団体の方が委員になられたこともございました。

市場委員 それこそ先ほどの話と同じように、どなたか委員がやめる段階で、また後任のふさわしい方をその都度その都度お願いしているという理解でよろしいですね。

生涯学習推進課長 そうですね。今回は任期中ということもございしますが、任期満了して新たに選任するときは、そのようなことも考慮したいというふうに考えてございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。私の力量不足で申しわけないんですけど、余り続けてお話すると、議事録の録音の関係上わかりにくくなりますので、できればちょっとだけ指名を入れさせていただくと、わかりやすいかなということ。

よろしいですかね。条例文が添付でお手元に行っていれば、10名で組織する1学校教育関係者、2社会教育関係者、3家庭教育の向上に資する活動を行う者、4学識経験者と、同様な構成が先ほど、どうも同じですが、その割合については決まっていない。また、団体についても固定はしていないということではありましたが、先ほどは学校の人事異動ですけれども、今度はスカウト連絡協議会の会長さんの交代に伴うものということでございます。

山形委員。

山形委員 山形です。具体的な今現状の今年度の会議の開催状況と、現在進行している審議の内容などを簡単に教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 公民館運営審議会の皆様におかれましては、基本的に年3回会議を、7月、11月、2月に開催をさせていただいておるところでございます。したがって、まだ今年度につきましては、最初の懇談というか、その設定のほうはまだなされておきませんが、基本的に年3回の会議と、文化祭等の視察関連を2回ほど予定しているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 年3回。山形委員、よろしいですか。

山形委員 続けてもう一つ質問なんですけれども、この審議会の中での議事録などは、一般の方とかは見ることができるのでしょうか。

生涯学習推進課長 会議の後に議事録をつくりまして、行政資料センター等で開示というか、閲覧の対象になってございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 武田委員はよろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 先ほどの、団体を固定しているわけではないというこの社会教育関係、家庭教育もそうかもしれませんが、スカウトはボーイスカウト、ガールスカウトほか、スカウトの関係の方は、社会教育という意味ではまさにそうであろうし、そのほかの団体、過去いらっしゃったこともあるということで、どのようなお立場から、利用者の立場から言っただけということなんですかね。

例えば松戸美術会の会長さんという方、公民館をご利用になるというお立場での意見と、利用者としての意見を求めているということなんですかね。今後のほかの団体という、含みというか範囲をちょっと想像する上でも、ちょっとコメントいただけるとありがたいですが。
生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 私ども生涯学習推進課の業務につきましては、主に代表的なものとして公民館事業が挙げられると思います。公民館の使命というのは、学習の支援、地域づくり等がございますので、社会教育団体さんのほうから選任することに当たりましては、それに非常に近い団体、委員さんをこちらの委員に推したいなというふうに、基本的な考えとしては持っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 近い目的を持っているということをお願いをしているというご答弁でした。その目的のために同じ方向を向いて、この公民館等を利用されるということかなというふうに。

よろしいでしょうか、そのほか。

ないようでございますので、以上をもちまして質疑及び討論を終結させていただきます。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案5号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第6号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長 社会教育課の井之浦でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案の提案理由をご説明いたします前に、まことに申しわけございませんが、議案の訂正をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料5ページ、議案第6号の中段に記載の任期につきまして、令和元年5月17日から令和2年5月31日となっておりますが、正しくは、令和元年5月16日からでございます。この場をおかりしまして訂正させていただきたいと思っております。まことに申しわけございません。

それでは改めまして、議案第6号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、現在、松戸市社会教育委員10名のうち、学校教育関係者につきましては、社会教育委員設置条例第2条第1号の既定に基づきまして、1名を選任しているところでございます。なお、選任に当たりましては、松戸市校長会からの推薦をお願いしているところでございます。

今回の4月の人事異動によりまして、松戸市校長会において松戸市社会教育委員の変更がございましたことから、貝の花小学校校長の齋藤信氏を、社会教育委員として新たに委嘱するものでございます。

齋藤信氏の任期は、社会教育委員設置条例第3条の規定に基づきまして、前任者の残任期間であります令和元年5月16日から令和2年5月31日までとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論を行います。いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 武田でございます。議案に直接ではないんですけれども、社会教育委員さんの中の山口恵理子さんについてなんですけど、ここでは家庭教育の向上に資する行動を行う者というカテゴリーに入っているんですけれども、この松戸の教育のほうには2号委員さんで載ってらっしゃるんですね。同じ方が議案第4号の2号委員さんで山口恵理子さん、2号委員さんで選ばれているんですね。

仕事は一緒ですので、最初は青年会議所の理事長さんから幼稚園の副園長さんにかかわると変わるのかなと思ったんですけれども、そうでもないような感じなので、どちらが正解なのかということをお教えいただけますか。

教育長職務代理者 松戸の教育と合っていないということですね。

武田委員 こっちとこっちも合っていない。4号議案のほうに載っている区分とも整合性が無い。

教育長職務代理者 そこは整合するかどうかも含めて、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 私どものほうは、幼稚園の副園長ということで、家庭教育の向上に資するというところで推薦をさせていただいております。先ほどの議案の4号のほうなんですけど、ここは社会教育委員の中から選んでいるというようなところがございまして、ですので、我々の委員のほうで副園長を社会教育委員に選んでおいて、その中から4号議案のほうに、社会教育委員の中からこのカテゴリーに当てはまるだろうと思われる方を選んでいるというような形でございますので、整合性はとれているものと判断しております。よろしく願いいたします。

武田委員 はい、納得しました、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。何か松戸の教育のほうは大丈夫ですか。

武田委員 大丈夫です。かわられたので、多分こちらに移られたという説明ですよ、今のは。そちらのほうはここから選ばれたから、2号委員さんということですね。ありがとうございます。よくわかりました。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

武田委員 ついでによろしいでしょうか。3議案ずっと続いて来て、同じような任期の新任の話なんですけれども、たびごとに再任・新任というものが書いてあったり書いていなかったりするので、次もそうなんですけど、ちょっと統一感をもってつくっていただけるとありがたいなというふうに、見ていて思いました。

社会教育課長 おっしゃるとおりだと思いますので、今後、事務局のほうと協議をいたしまして、合わせてまいりたいと思います。ありがとうございました。

武田委員 よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

事務局から、教育企画課長補佐。

教育企画課長補佐 資料に関しては教育企画課のほうでまとめておりまして、こちらのほうで訂正すべきところでした。以前もそういうお話がありまして、訂正ということで統一させていただいているんですが、不備がありまして申しわけございませんでした。以降気をつけたと思います。

教育長職務代理者 参考資料のほうに書いてあったりなかったりということですか。

武田委員 そうですね。全部同じにさせていただけると、調べるときに見やすいかなというところですか。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

社会教育委員も大変広い分野を担っていただいていると思いますし、この教育委員会会議とも意見交換といいますか、一緒に議論する機会が過去あったかと思います。前、関委員長のとときにあったかと思います。

ぜひ、そういう意味では大きな方向性について共有していきたいと思いますので、新しいといいますか、この体制の中で議論を深めていただいて、またぜひご報告をいただければというふうに思っております。

ほかないですか。ないようであれば、以上をもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案6号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育研究所長。

教育研究所長 議案第7号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

その前に、訂正箇所がございますので、訂正させていただきます。

7ページになりますが、真ん中左上のほうに平成31年5月16日提出とありますが、令和元年5月16日に訂正していただければと思います。申しわけございません、よろしくお願いいたします。

では、提案理由につきまして、まず松戸市教育支援委員会条例第4条に規定されている委員の任期満了に伴い、2年目ごとの委嘱がえの時期に当たるため、第3条により新たに委員の委嘱をお諮りするものでございます。

ページに委員の一覧がございます。

1号委員、教育委員会事務局職員については、西田補佐が新任、2号委員は特別支援学級設置校の校長、副校長または教頭となっており、再任でございます。3号委員、特別支援学級を担当する者については3人とも再任で、特別支援学級の担任となっております。4号委員、医師については、辰巳委員、花岡委員、渡辺委員ともに再任でございます。5号委員、学識経験を有する者については、人事異動に伴い、渡邊県立つくし特別支援学校校長、近藤県立松戸特別支援学校校長、飯塚矢切特別支援学校校長にお願いするものであります。6号委員、児童福祉施設職員として、佐和松戸市こども発達センター通園施設長に新たにお願いするものでございます。

任期は、令和元年6月7日から令和3年6月6日までの2年間でございます。

以上です。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

武田委員。

武田委員 武田です。3号委員の先生方の担当というか、以前に同じような議案があったときに、たしかこの方は知的の教諭とか、そういうカテゴリーが記載されていたんですけども、そのあたりを教えていただきたいのが1点と、もう1点、4号委員の花岡先生の名前が違うような気がするんですが、以前いただいた別の資料には博先生と載っていますが、どちらが本当か教えてください。

以上です。

教育研究所長 3号委員の特別支援学級担任の職ですが、鈴木先生は情緒、洪澤先生は言葉、

藤巻先生は知的になります。花岡先生につきましては、ちょっと確認をさせていただきます。

教育長職務代理者 確認の上、それでは間違いでしたら訂正をしていただくということですが、
武田委員、よろしいですか。

武田委員 よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 再任ですので、恐らく前の資料を確認いただければわかるということですね。

そのほか、市場委員。

市場委員 この委員会のお仕事についてお伺いしたいんですけど、恐らく小学校入学されるときの段階で、普通級に行くのか特別支援学級に行くのか支援学校に行くのか、それを判定するような委員会という理解でよろしいでしょうか。

教育研究所長 はい、そのような理解で大丈夫でございます。

教育長職務代理者 判定という今、言葉ありましたけれども、判定になる。

教育研究所長 審議でございます。

市場委員 審議をして、親御さんにお勧めするということですかね。

教育研究所長 そうでございます。

教育長職務代理者 ご家庭、ご本人の希望等を踏まえて、最終的な決定をする委員なんですか。
決定する委員なんですね。

教育研究所長 はい。

教育長職務代理者 判定と言うか何というか、決定ですね。その事前の段階で、いろいろ教育研究所でご相談に乗りながら、寄り添いながらということですかね。ちょっとそこら辺の流れについて理解を深めたいと思いますので、教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 審議につきましては、発達検査の結果ですとか、医師の診断、一番は保護者の意向、担任の観察による児童・生徒の様子、指導主事による児童・生徒の観察の様子などを吟味しまして、助言内容のもとに保護者、就学先に報告するという形になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 5号委員の方が今回3名かわって、1期目ということで、いずれも現在の特別支援学校の校長先生が3名入っておられるんですが、何となく違和感というか、学識経験者のカテゴリーに入られるのが現役の学校の校長先生というのは、それでいいのかなというように感じるんですけども、今回の3名の方の前任の方も、やはりそういう特別学校の校長先生だ

ったということでしょうか。

教育研究所長 これまでも各学校長ですが、特別支援のほうにたけていまして、それによって校長のほうにやっていただいております。

教育長職務代理者 伊藤委員の少しお感じになるところを、もう少し補足していただけますか。

伊藤委員 何か、もしそういういろいろな経験を持って、実際学校の校長先生をしておられるということと言うと、カテゴリー的に言うと学識経験者というような感じではないような気がするんですが。学識経験者という感じから言うと、何か現場ではなくて、もう少しいろいろな形の政策的な判断とか、関連する問題等についても議論をされる方とか、今いろいろな経験からそんな感じがするんですけども。

だから、こういう方が入られること自体はいいことだと思うんですが、何か学識経験を有する者というカテゴリーに入られるのは、何となくちょっとすっきりしなかったのでお聞きしたところでは。

教育長職務代理者 委員のカテゴリーが第3条の中に、1が教育委員会の事務局で、2に特別支援学級設置校の校長と、これは実際義務の先生ですよね。設置校の校長、副校長、教頭という方々がいて、そのほか特別支援学級を担当する者として、今度教員の方々がいらっやって。

いわば学校側でこの2号委員、3号委員という方がいらっやって、医師、医学的見地からのご助言をいただき、5番で学識経験を有する者というところに、これは特別支援学校の今度校長先生が専門家として関与されているという、このバランス感が少し違う面もあるんじゃないのということが、伊藤委員の感想といいますか、あれですね。

伊藤委員 ただ、恐らくこういう支援学級とかそういう分野で、どこか大学の先生が来るとかというようなことには、直接ちょっとやはりなじまないのかなという感じも今してはいるので、経験的にこれまでやってこられて、それでうまく回っているのであれば、それもありなのかなという感じは、今しております。

教育長職務代理者 そのように感じるということですので、一応お持ち帰りいただいて、と思います。意見としてお持ち帰りいただいてと思います。何かコメントあれば補足していただきますし。

教育研究所長。

教育研究所長 審議の中には、特別支援学級の、学校にある学級がいいのか、それとも特別支援学校に行ったほうがいいのかというような審議になる場合もあります。そうした場合に、

特別支援学校の、特に専門家として必要なかどうかという意見を審議するときに学校の先生が必要になってきますので、いろんな知識にたけた校長先生のほうという形で入れておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員 わかりました、結構です。

教育長職務代理者 ご答弁のとおりでございます。

市場委員。

市場委員 この議案と直接的には離れるかもしれませんが、特別支援学校は県立です。それは何か、どういう仕組みというか、県立にして、松戸以外の広域の方に通ってもらうために県立になっているという理解でいいんですか。

教育研究所長 松戸にある3校の特別支援学校は、東葛管内の市町村の子供たちが入ることができるようになっていまして。

失礼いたしました。松戸特別支援学校は肢体不自由児を中心に扱っておりますので、東葛管内の市町村になっております。つくし特別支援学校と矢切特別支援学校に関しましては、中学校の学区制で分かれております。つくしは松戸東部、柏、鎌ヶ谷で、矢切は松戸西部が学区となっております。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 特別支援学校は全部県立かということ、そういう決まりはないです。隣の市川は、市で特別支援学校を設置しています。設置するためには、それなりのハードにしてもソフトにしてもいろいろなものがまた必要になります。松戸はそういう意味では、環境は県によって調えられているので、市としては設置までは行かないということですね。

教育長職務代理者 これは義務じゃない、高校も。高校まであるんですかね。

教育長 高等部まで。

教育長職務代理者 特別支援学校は、それぞれ高等部まであるということですね。

教育研究所長。

教育研究所長 それぞれ小学校、中学部、高等部、3つあります。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。この委員会で審議されて、お子さんが特別支援学級、通常級とか学校とか決定をして、保護者と話し合っただけで最終的に決定する流れですが、その決まった後のフィードバックというか、その後どうだとかというフォローアップがあるのかと、前回は質問しま

したが、就学時だけではなくて、例えば通常のクラスにいたけれども、スペシャルニーズがあることで迷っているというときも、審議会が開催されるという考え方でよかったのか、2つ質問があります。

決まった後のフォローやフィードバック、この子はどうなったかなというのが話されているか、フォローがあるかどうか。就学時以外の会の開催について教えていただきたいです。

教育研究所長補佐 よろしくお願いたします。まず、審議後のフォローアップなのですが、担当の心理士が基本的に中学3年生までつかせていただいておりますので、いつでも保護者の方のご相談に応じて、また再度発達検査をしたりですとか、就学先が合っていない場合には、もう一度就学先を検討するといったことも行っております。中学校3年生までお手伝いをさせていただいているところです。

それから、現在、通学中の就学しているお子様方につきましても、いつでも受付は行っておりまして、例えば今でも1学期、入学したんだけど、今ちょっと学校にというお子様につきましても、随時タイムリーに相談をさせていただいて、年10回行う支援委員会のほうで審議をさせていただいております。

山形委員 ありがとうございます。入った後、入る場所も大事なのと、入った後のことがとても心配でした。中学校3年生まで保護者に伴走していただけると、子育ての大変さなんかも、やはり育てづらさを感じているという現状というのは、親子にとってとても苦しい状況になったり、場合により学校に行けなくなる子もいるかもしれません。やはりフォローの必要な子は多いので、引き続きよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。教育研究所長。

教育研究所長 先程の花岡委員のお名前ですが、委嘱者名簿のとおり、繁が正しいと確認ができました。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

任期は6月7日からですね。

ほかないようであれば、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第8号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明させていただきます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員の任期が令和元年5月31日をもって満了することに伴いまして、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、今回新任3名、再任7名、合計10名を委嘱するために提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

委員の内訳でございますが、資料10ページをごらんください。

男性7名、女性3名でございます。このうち新任委員につきましては、名簿の上から4番目、松戸青年会議所理事長の大川浩嗣さん、次にその下の5番目、小中学校体育連盟松戸支部長の須原敬浩さん、一番下、10番目、松戸市健康福祉部長の入江広海さんが選出されました。この3名以外の7名につきましては再任でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。前にも同じような議論がこの場であったのかもしれませんが、この10名の中でスポーツに関する学識経験のある方というのが、表面的には1人も入っておられませんよね。それは何か、この10名の中のどなたかがそういう学識経験を持っておられるというようなご説明でしたか。ちょっと不確かなので、その辺のところ、わかれば願います。

スポーツ課長 今回委嘱される方の中で、松戸市レクリエーション協会、藤原さんがいらっしゃるんですけども、藤原委員につきましては第4条第2号となっております。ただし、現在川村学園女子大学の教授でありまして、スポーツ栄養学やオリンピック論など、講義の科

目がそれ含まれております。また、スポーツ社会学を軸としながら、地域社会への貢献やかかりについて研究されているということなので、ここでは2号となっておりますけども、十分1号に該当する方だと、こちらのほうでも認識しております。

以上です。

教育長職務代理者 2号委員がほかにいらっしゃる中で、1号委員というカテゴリーがないという仕分けでずっと行くんでしようかというところが伊藤委員の、前のことも覚えてはいるが、改めてということかなと、勝手ながらちょっと尾ひれをつけましたが、だと思えます。

条例で委員の種類が4種類あるのであれば、それはある程度、無理やりするんではないんですけれども、そのようなご説明なので、あるとすれば藤原委員さんについて少し検討してもいいのかなと思います。十分に網羅はしているんだというご説明ですので、この場ではそういうことでよろしいかと思いますが。

伊藤委員、よろしいでしょうか。すいません、私の意見みたいなものでした。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

今年度の議論の予定等につきまして、このスポーツ推進審議会について、ちょっと活動状況につきまして補足してください。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 通常、審議会につきましては年2回、予算の関係ですとか事業計画の関係を審議していただいております。ただし、今年度につきましては、昨年度もあつたんですけれども、施設の改修に伴いまして、料金の改定ですとか、そういった部分が出てきた場合は、審議委員の方に会議に諮っていろいろ議論をしながら、料金のほうの説明をさせていただいておりますので、昨年度も体育館と野球場を行いました。

今年度、陸上競技場、プールもあるんですけれども、その関係で、2回の予定なんですけれども、3回になる予定で、今計画はしております。

以上です。

教育長職務代理者 教育委員会の諮問に応じて、第2条に所掌事務がありますが、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するというところで、市長または教育委員会に建議するというところでございます。

第4条の人選のところ、教育委員会が市長の意見を聞いて委嘱するという、その市長の意見を聞くというところは、どこかでステップがあつたということですかね。すいません、

ついでに質問で申しわけありませんが。

スポーツ課長。

スポーツ課長 市長のほうに直接決裁ですとか、そういった形ではお諮りはしていないんですけども、一応報告として、今年度の審議会の委員さんは教育委員会議も含めてこういう形で決まりましたというような報告のほうは、させていただいております。事前にはお伺い立てておりません。

教育長職務代理者 わかりました。

市場委員。

市場委員 2号の方がスポーツ団体の代表となっていますけれども、一番上の岡本委員と下から3番目の小川委員と、下から2番目の鈴木委員が、皆さん松戸市スポーツ協会の関連の方となっているんですが、おのおの立場が違うという理解でいいのか。同じ団体から3人出ていらっしゃるといのは、何かこれは、どういうことなのかと思ったんですけど。

スポーツ課長 現スポーツ協会の岡本さんにつきましては、団体の代表ということで、いろいろなスポーツの団体と絡んでいるということもあるんですけども、その下の小川さんや鈴木さんにつきましては、やっている種目が卓球ですとか、ほかの種目の観点からのご意見もいただけるということで、選ばれております。

あと、実際、この今小川さんと鈴木さん、女性の方なんですけれども、やはり女性の代表の方も入れたいという思いも担当課としてもありますので、その中で、違う種目の方を選ばせていただいたというのもあります。

市場委員 こういう形で出ると、スポーツ協会の代表の方というイメージが強く出て、例えば、卓球連盟みたいなのがあれば、卓球連盟代表みたいな形で出てくるということであれば、まだ少しわかりやすいような気がするんですけども。

スポーツ課長 肩書きとしましては、卓球協会の会長というよりも、例えば小川さんでいうと、スポーツ協会の理事になられているので、肩書きとしてそちらをちょっと書かさせていただいているというような形になるんですけども。

市場委員 じゃ、皆さんはスポーツ協会から出ているということではあるけれども、お立場としてかなり違う、実際には違って、おのおのの立場でお話しているという理解でよろしいですか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、よろしいですか。

スポーツ課長 はい。

教育長職務代理者 そこら辺がわかるといいねということですね、ご説明の中でね。

これも何か以前話したような気がしますね。2年前か途中かで、何かあったかもしれませんが。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「契約の変更について」松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業を議題といたします。

教育施設課長。

教育施設課長 それでは、議案第9号「契約の変更について」をご説明させていただきます。

議案書11ページをお開きください。

本件は、平成30年松戸市議会6月定例会議案第12号をもって議決されました松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおりに契約の変更を、6月定例市議会に議案として提出するよう、市長に申し出るものでございます。

契約の変更は、契約金額として、1変更前の契約金額は47億8,625万9,986円。2変更後の契約金額は47億9,837万1,145円。3変更による増額分は1,211万1,159円となるものでございます。

次に提案理由といたしましては、整備対象教室の増加及び消費税率の引き上げに伴い、空調設備の維持管理費用が増額したため、契約変更を締結するものでございます。

この提案理由の内容を、ただいまお手元にお配りさせていただきました別添資料に基づき、ご説明させていただきます。

上段の表には、これまでの契約の経緯をまとめたものでございます。表の上から2行目、1の当初契約から4の契約変更まで、教育委員会会議での議案審議及び採決を受け、各市議会本会議での議決を得た後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、下段は参考といたしまして、平成31年度増設等の整備分の内容を記載しております。平成31年4月の学級編成に伴い、空調設備が新たに必要となった教室の状況に対応するため、小学校6校7室、このうち1室は移設でございます。中学校2校2室、計8室を増設整備するものでございます。

本来ですと、この増設等の整備はPFI事業の一環として、本契約において対応すべきものでございますが、この契約変更に伴う議案が6月議会の最終日に議決を得た後となりますと、整備着手までに約1カ月程度の準備期間が必要であり、1学期中には整備が間に合わず、児童生徒の教育環境に影響が生じてしまうこととなります。このため、増設等の整備につきましては、PFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と平成31年4月18日に契約を締結し、できるだけ早い時期に整備する予定でございます。

なお、この増設等の整備の予算につきましては、本契約の予算とは別枠となりますが、PFI事業の当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設整備されます8室の維持管理費用及び本年10月以降の消費税率の引き上げに伴う契約変更といたしました本議案を、ご審議いただくものでございます。

恐れ入りますが、また議案書に戻りまして、議案第9号参考資料をごらんください。12ページでございます。

1事業名、2事業場所、4契約の相手方、5事業期間につきましては記載のとおりでございます。3の整備対象教室につきましては、8室がふえることによりまして、既存の1,501室から1,509室に変更するものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。消費税の増加とお部屋の維持管理が8室分増加というところで、1,211万1,159円かかっていますが、この税金はどれぐらいかかっていますというのと、8室の管理代はどれぐらいかかっていますという、内訳がわかれば知りたいです。

前回の17室お部屋がふえたときの維持管理料の増加は、158万796円と出ていますが、今回税金が入っているので、お部屋の管理にお金がどのぐらいかかったというのが見えなかったので、教えていただきたいです。

教育施設課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

消費税率が8%から10%に引き上げられる予定という見込みの中の、増設する8室分についての、本年10月から令和2年3月までの今年度分と令和2年度以降分、さらに既存の1,501室分の増税分を合わせますと、1,143万8,103円となります。これが消費税8%のままとなりますと、今回の増額の変更分は67万3,056円となります。

以上でございます。

教育長職務代理者 67万3,000円以外は増税見込み分ということですね。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「令和2年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

指導課長。

指導課長 議案第10号「令和2年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めます。

提案理由は記載のとおりです。今年度は、令和2年度から使用される新学習指導要領に基づく小学校教科用図書の新たな採択年度となります。中学校教科用図書は、平成27年度が採択年度であったため、今年度は義務教育諸学校の教科用無償措置に関する法令施行令第14条により、4年間同一の教科用図書を採択する年度になっています。

令和元年度は、現行の学習指導要領に基づいた中学校の教科用図書の採択になります。そして、令和2年度は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う中学校の教科用図書の採択の年となるため、今年度につきましては、昨年度まで使用している教科書をそのまま採択する流れになろうかと思えます。

また、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級の使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除外されるため、毎年採択することになります。

以上を踏まえまして、令和2年度使用教科用図書の採択を実施するために、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認いただくものでございます。

14ページをごらんください。

1 目的については、法に基づき、松戸市教育委員会が令和2年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。

2 採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある野田市、流山市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものとします。

3 協議会規約の遵守でございますが、協議会規約については、16ページから18ページに記載のとおりでございます。なお、令和2年度の協議会事務局も野田市になっております。

4 協議会の委員について、記載のとおりです。候補図書の公表ですが、各委員会が推薦した候補図書についての公表はしないものとしたします。

採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに設定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

情報開示については記載のとおりです。なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、内容として7項目、表現について2項目、蔵本について2項目。

以上、令和2年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について、承認を求めます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

毎年出る議案ではありますが、よろしいですか。

伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 15ページの、今簡単に触れられたこの選定の基本的な観点ですが、大体中身はざっと読めばわかるんですが、一つだけ、組織配列の系統性とあるんですが、これは何ですか。

教育長職務代理者 資料15ページの、教科用図書選定の基本的な観点の中の組織配列、(1)系統性、これは主にどういったことを示しているのかと。

指導課長、お願いします。

指導課長 系統性というのは、基礎基本の中で流れていく、要するにずっと教育の計画が流れていく中のつながりという意味になります。

伊藤委員 学年を通してという。

指導課長 そうですね、基礎基本のところを押さえていくのが系統性になりますので。

伊藤委員 そうすると、例えば系統性については、教科書を変更するとなると、系統性がちょっと途切れるとか、そういう考慮も必要になってくるんですか。

指導課長 教科書、小学校1年生の算数から中学校の数学に発展していきますが、その中で、教育課程の中で計画的に入っていく中の部分の、子供たちが学ぶところの基礎基本を押さえた流れだということになると思うんですが、ただ、教科書自体は文科が検定を行っているので、大きな差はないというふうに捉えていただいて結構かなと思うので。

伊藤委員 教科書の会社が変わることによっても、別にそれは。

指導課長 文科が認めているものなので、大きな流れはないというふうに押さえてもらってよろしいかと思います。

伊藤委員 すいません、一緒にしゃべって。

教育長職務代理者 多分、議事録とるのに苦労するだろうなと思いながら。かぶらないようによろしくお願いします。

伊藤委員 そうすると、学年が上がるごとによって、それぞれいろいろなプラスの新しいことが入ったりして、難しくなるのは通常ですよ。同じそういうことはいっても、その流れの中で一つの系統的なつながりを持っているという、そういう意味での系統性ということですか。

指導課長 そういうことになると思います。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 実際、中学校の理科だと、結構まとめて大きな位置が違うことってありますよね。だから、地学の要素のものと生物の要素のものと化学の要素のものが少し、教科書の順番でいったら違っているということも、教科書会社によってはあったように記憶していますので、そういった意味で、今までのものとあんまり違うとなると、変えたときに影響が出る。

学年の中でやることはそんな変わらないでしょうから、そういった意味では影響ないと、今の指導課長のご説明だったと思います。

そのほかご質問。よろしいですか。

ということで、これは先ほどもご説明ありましたとおり、再度採択をこの教育委員会会議で行うということでございますので、方針についてきょう決定するということでございます。よろしいでしょうか。

そのほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等に移ります。

それでは、松戸市学校長寿命化再整備計画の策定についてご報告をお願いします。

教育施設課長。

教育施設課長 さきの4月11日に行われました教育委員会会議におきまして、本日の当会議にて松戸市学校施設長寿命化再整備計画の素案をご提示し、委員の皆様からご意見を賜りたい旨のご報告をさせていただきましたが、現在、市長部局が進めております関連する計画との調整が必要となったため、また改めて別の機会にてご提示させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

教育長職務代理者 実質的な、ちょっと詰まっていないところがあるので、後でということでした。よろしいですか。

何か質問ありますか、ないですね。

そのほかの、事務局から報告ありますか。

社会教育課より、成人年齢引き下げに伴う成人式の記者発表についてのご報告でございます。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 社会教育課、井之浦でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、民法改正後の松戸市成人式についてをごらんください。

民法改正後の松戸市の成人式につきましては、こちらの資料をもとに、4月25日の市長定例記者会見の場におきまして、現行のとおり20歳で開催するというので発表をさせていただきました。名称につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

また、記者からは、松戸市のほかに県内で発表している市はありますかというような質問であったり、また、全国的にはいかがですかというような質問がございました。4月25日、記者会見の前日までの間で、社会教育課のほうで調べさせていただいた数でございますが、大体20件前後の市が20歳での開催ということで表明しておりまして、今現在におきましても、18歳で開催するという表明をしている市町村は確認できておりません。

以上、私どものほうで発表させていただきまして、なお、新聞の掲載でございますが、25日発表した翌日の千葉日報朝刊において記事が掲載されましたが、以降、市民からの意見でありましたりご質問といったものは、社会教育課のほうには届いてございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問、確認事項ありますか。

市場委員 前回、前々回でしたか、意見を述べさせていただきましたけど、じゃ、成人式じゃなかったら、二十歳で式をやる意味は何だという話になってくる気はしますので、今後も検討かなとは思いますが。その辺何か、二十歳で何で式をやるんだということについては、何かお考えありますか。

社会教育課長 おっしゃるとおり、18歳成人制ということで、成人式という形であるならば、二十歳でやるということについてのちょっと違和感というものはあるんだと思いますが、実際にいろいろな、今回のこの決定においていろいろなところでふぐあいと言いますか、生じてくるんだとは思いますが、成人式そのものが法律において、ここでやりなさいというふうに決まっているものではございませんので、成人式という名前で開催するのは確かにどうかということで、名称を変更しまして、仮に二十歳の集いであるとかというような形で、皆さんをお祝いしたいというふうに考えております。

また、18歳とか新成人を対象にしたアンケートにおきましても、87%以上の新成人が二十歳での式典がいいというふうに、そういうアンケートの結果も出ております。祝ってもら側というか、そちらがそういった意思を表明していることもございまして、二十歳で開催をさせていただくということで、表明をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

市場委員 じゃ、30でも40でもいいという話になってくる、極端なことを言うと。そもそも二十歳で、祝う理由は何かという話になってくると思うんです。成人式をやる、二十歳の集いでもいいんですけど、二十歳の集いをやる意味は何かということになってくると思いますけど。

教育長職務代理者 そうですね。社会教育課が今その答えをどのように用意しているかということよりも、そういう議論を高めていくということが必要ではないかという投げかけですね。

ほかがやるからやるとか、本人たち望んでいるからやるとかということは、大きな理由というか、環境整備のためには重要なことだけれども、そこにどういう意味をつけるかというのは、ある意味クリエイティブに各市が考えていくという課題だろうと。

それが、より地域差といいますか、自治体間で違っていることに価値があるのかもしれないとさえ思える、重要な変わり目ですから、そういうことを検討を続けていくということが重要なのかなという投げかけかと思います。

そういう意味で、18歳ではなく二十歳でいくよということは、いろいろな社会的な影響があるので、二十歳で集まるという集まりは継続するということがいろいろなことに影響するので、発表は報道発表しましたというのが、今社会教育課としてやりました。じゃ、そこにどういう意味をどうつけていくのか、何か山形委員が意見ありそうですね。

山形委員 山形です。2022年18歳の成人になる子供がいる者としての意見です。今この日本財団のアンケートも、17歳から19歳は、結局この人たちは二十歳で成人式な方ですよ。なので、今中学生の子供たちが18歳で成人するんだという自覚感や、どんな祝い事というか、成人ということに関する考え方、重きをしっかりと考えていくようなプロセスを考えた上で、そして二十歳を祝うかどうかというのも、当事者としての子供たちの本当の本質的な部分の意見も、必要なのではないかなと考えます。

直近で祝われた人で、やったほうがいいよねというのは、シンプルにそういう形になると思います。逆に言うと、2分の1成人式の賛否両論なんかも言われていますが、2分の1成人式は9歳になるのかなというような動きも、また世の中も動いていくのかなと思います。

日本の子供たちの体つきも若年化して、初潮が来るのも早くなったりとか、いろいろな部分で若年化し、成熟が早くなっている部分もあるからこそ、18歳というところで引き締めるような出来事があるということも大切と考えます。また七五三のように大切に、今まで生きてきてくれてありがとうというような、日本の文化・伝統としての成人を祝うというような位置づけというところも考えていきながら、今のようなディスカッションが重要だと考えま

す。

そのディスカッションに、ぜひ子供たち当事者を参加させていただけたらと考えます。何となく日本の行事というのは大人が主導でやりがちですが、いろいろなことに、本当の若い子供たちの、そして子供たちもよくできる子ではない子と言ったら失礼かもしれませんが、本当にいろいろな凸凹の中の凹とした子たちも引き上がっていくような、一人一人が大切にされるような意見を集めたものができ上がるとありがたいと考えます。18歳成人を迎える子供がいる者として、考えています。

18歳成人はとても不安というのが正直な意見です。ほかの保護者の方も怖いと感じていると思います。金融詐欺も多発しています。インターネットのこともありますし、先日の勉強会でも、小学校の方のアンケートで、インターネット上でやりとりをした顔の知らない大人に6%の子供たちが会ったそうです。その市町村は1,200人のお子さんのアンケートの中の6%なので、70人ぐらいの児童が顔も知らない大人に出会ったということが、小学生の段階で起きています。

18歳になって責任がとれるからと思って、諸問題が引き起こされますし、若年層の自殺の問題などもあります。ぜひ子供たち、当事者の意見もくみ取る松戸市であったほしいなと思っています。すみません、長くなりました。

教育長職務代理者 成人式の意味合いだけでなく、みたいなところもあるかと思いますね。

武田委員も何かありそう。

武田委員 もともと、何カ月か前にこの話を会議の中でもしたかと思うんですが、私は18歳がいいかと、そのときも言った一人なんですけれども、アンケートで気になるのが、二十歳がいいか18歳がいいかと、これだけをアンケートをとっても、余り内容が深まらないような気がするなというふうに、これを見て思っておりました。

やはり長い慣習というのは、若い人であれ年配の人であれ、意外に引きずられるもので、ただ、変わったタイミングの意味とか、一番大きいのは選挙ですね。選挙権の行使ということの意義みたいなものをきちんと自覚するいいチャンスなのに、非常にもったいない、曖昧な決定だなというふうに、私は感じている一人です。

それをどういうふうに、善悪だけではなくて、やはり都合の問題、(3)のところにも書いてあるように、スタッフとか受験とか、いろいろな諸事情はあるかとは思いますが、もちろんスタッフの方はすごく大変だと思います。だけれども、参加するだけの人間は、受験があるか

らと違って、そんなに大変かなというふうには思ったりは個人的にはしません。親御さんの気持ちはわからないので、私は勝手なことを言っているかもしれませんが、とにかく、やはり選挙権というものをきちんと18歳で自覚するチャンスになったらいいなど、個人的には思っていますね。

教育長職務代理者 18歳推進派ですね。

武田委員 そうですね。

教育長職務代理者 というご意見でございました。

伊藤委員も、国際的な見地からぜひ。

伊藤委員 18歳でやるというのは、確かになかなか難しい面はあるんでしょうけども、本当に成人式ということでやる以上は、成人に合わせて18歳でやるのでなければ、ほとんど意味がないと思うんですよね。

確かに、二十歳の集いとかということで集まるとしても、もし、例えば私がそこで皆さん集まっていたいて、何か挨拶をしようとする、どんな挨拶をしていいのか、見当もつかなくなるんですよね。皆さん、集まっていたいて、二十歳になっておめでとうございませうと言っても、何で二十歳になっておめでたいのかと。もうとっくに成人になっちゃっているし、今後私は市長がご挨拶をされる時に、どういうことを言われるのか、非常に苦勞されるんじゃないかなと思うんですけども。

とにかく、何のために二十歳で集まるのか、従来二十歳で集まっていたので、これからも二十歳になったんで、一つの節目として皆さん集まっていたきまして、きょうはありがとうございますというぐらいのことしか言えなくなってしまいます。何か二十歳で集まる意味というのは、もう相当、さっきどなたか話がありましたが、よほどきちっとした意味づけとか、それで市がお金を出してやるわけですから、それだけの意味づけをしないといけないのですが、何かそういうきちっとした意味づけができるのかと、私はちょっと心配です。

だから、本当に成人でこれからこうなんですよ、皆さん成人になったのでおめでとうございませうとやるんだったら、18歳でやらなきゃおかしいし、だから、もしそれができないんだったら、もう二十歳でやらなくてもいいのかなという感じもしているぐらいですね。ですけど、ちょっとまだ時間があるので、その辺の議論を今後深めていっていただければいいのかなというふうには思いますけどね。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご報告の案件であったわけですが、この件になると、いろいろなご意見があります。これは市民の代表としていらっしゃる方々がそういう意

見を持っているということで、一応お持ち帰りいただくんですが、挨拶をされる立場の教育長は何か、きょうはよろしいですか。

教育長 私は、逆に18歳ということにすごい違和感を、国主導で18歳になったときから、何の意味があるのかなとずっと思っています。ましてや、18歳という、ほとんどの子は高校卒業です。そのときのあの時期に集めること自体、これは無理だろうと。1日でも、彼らにとっては貴重ですよ、それぞれの目的の遂行の途中の段階で、大人の都合で集めてしまうというのは、これは私は絶対いろいろな矛盾が生じるというふうに思っています。

前から成人式は生涯学習や社会教育の一環として考えていますので、大人になり切れない人たちが多くの中で、18歳で一応いろいろな名目を与えられて、多分そこでは消化不良が大きい割合であるのかなと思う今の社会で、二十歳ごろに社会人としての自覚を改めて持ってもらう契機としては、何という名前になるかわかりませんが、ある集いは、逆にこれまでよりもきちっとした意味合いを持てる場にできるのかなというふうに思っています。

それぐらい、精神的なというか、人間的な発達はのろくなっているんで、ある意味。今の社会からすると、いいチャンスとしていい時間ができればなというふうに思っています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。教育長のお言葉で説得力あるなと思いながら、結局それが市民にどのように伝わるかを、まさにそこが議論して、意義を高めていく、深めていった上での当日になればいいなと。やるという発表があったわけですから、当日に向けて、そこを空洞化しないようにぜひやっていきたいと思いますというのが、この場の皆さんの意見でございました。

一応、すいません、全然求められていないのにみんなの意見取りましたけども、社会教育課長、何かありますか。

社会教育課長。

社会教育課長 ご意見ありがとうございました。2022年度、2023年の1月に18歳が、本来、今意見があったように、成人として迎えられるという成人式のときが来ます。まだ時間はございますので、今委員さんのほうからいろいろご意見いただきましたが、二十歳開催の意義というものを、市としてきちっとそういった説明がつくように、今後関係課と協議をしていく中で、開催をしていきたいというふうに思っておりますので、また委員の皆様におかれましては、またご意見のほう何かちょうだいできればと思います。どうもありがとうございました。

教育長職務代理者 ご苦勞さまでございました。

それでは、報告事項、ほかに委員の方からありますか。よろしいでしょうか。

◎報告第1号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、報告第1号を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第1号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2校及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、学務課長、指導課長、指導課補佐、以上でございます。そのほかの方はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 報告第1号は承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 次回の教育委員会会議日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 次回、6月定例教育委員会会議につきましては、6月6日の木曜日、時間はきょうと同じ14時から、会場はこちら、5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和元年6月定例教育委員会会議は、令和元年6月6日の木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、令和元年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時29分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員